

約款改正内容について

1 新NISA制度対応について

今回の約款改正は、基本的に2024年からの新NISAの制度対応に関係した内容です。主なポイントは、次のとおりです。

(1) 「特定累積投資勘定」、「特定非課税管理勘定」の新設

新NISAのつみたて投資枠が「特定累積投資勘定」に、成長投資枠が「特定非課税管理勘定」に対応した用語です。なお、従来のNISAの「非課税管理勘定」（いわゆる一般NISAに対応）、「累積投資勘定」（つみたてNISAに対応）も2023年までにNISAの取引のある既顧客では保有している場合がありますので、約款に必要な記載は残っています。

(2) 非課税期間の無期限化

新しい特定累積投資勘定、特定非課税管理勘定の非課税期間は一生涯になりますので、それに応じた記載としています。新NISAでは、当年に未使用の枠は後年に先送りされるため、常に最大1800万円の枠があることとなります。

従来の非課税管理勘定、累積投資勘定に関しては変更ありませんので、それぞれの非課税期間で終了します。

(3) ロールオーバーの仕組みの廃止

ロールオーバーの仕組みは廃止になりますので、該当する記載は約款から削除します。

(4) 勘定の変更の仕組みの廃止

勘定の変更の仕組みは廃止になりますので、該当する記載は約款から削除します。

(5) 変更のない事項

次の事項に関しては、従来からの変更はありません。

- ・ 対税務署の申請・承認・報告の仕組み
- ・ 金融機関変更の仕組み
- ・ 対象顧客の要件

2 「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」について

「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」（以下、「おおぶね」といいます。）に関しては、他のファンドと異なる次のような注意点があります。約款の条文にも反映していますのでご注意ください。

- (1) 同一のファンドについてファンドコードが2個あり、NISAつみたて投資枠での

買付は、新設するつみたて投資枠専用の「おおぶね」（ファンドコード：14082920）に限られます。^(注)

受注に際しては、顧客に「どの「おおぶね」の取引か」を明確に特定していただく必要があります（特にファンド解約時）。

【「非上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、「NISA約款」といいます。）】第9条の3第2項①、第12条第2項、第12条第4項

(注) 「おおぶね」については、預り区分に応じてファンドコードを以下のとおりとします。

ファンド名	預り区分	ファンドコード
農林中金<パートナーズ> 長期厳選投資 おおぶね	NISA預り（つみたて投資枠）(※)	14082920
	上記以外（特定預り含む）	14082910

(※) 税務署非承認時のみ、一般預りでの保有が可です。

(2) 「おおぶね」に関しては、ファンドコードが2個あるため、投信つみたてサービスの契約数の制限が他のファンドと異なります。

【「JAの投信つみたてサービス」取扱規定】第3条第3項

(3) 新規のNISA口座開設時に重複口座で税務署非承認の場合の対応について、顧客が既につみたて投資枠で「おおぶね」を買付済であった場合は、システム自動フォローにより課税口座に払出しがされますが、その払出し先の口座が特定口座であった場合には、その後速やかに特定口座から一般口座に手動で払い出す必要があります（ファンドコードが14082920の「おおぶね」の特定預りでの保有は不可です。）。なお、一般口座への払出しにかかるBWシステムのオペレーションについては、2023年10月中に発出を予定している事務手続の読替通達のなかで後日ご案内します。

【NISA約款】第2条の2

(4) つみたて投資枠のみで買付の申込みをすることができるファンド（従来の「つみたてNISA専用ファンド」に相当するファンド）に関しては、「つみたて投資枠のみ」で取得のお申込みをすることができる投資信託」という表現で、「おおぶね」を除く記載としています。

【投資信託累積投資規定】第3条第3項

以上